

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫戸福祉会の役員及び評議員、並びに評議員選任・解任委員等（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 3 役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

なお、同日に他の会議等（評議員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会等）に出席した場合は、他の会議等に係る報酬はこれを支払わないものとする。

また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(役員等の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

なお、同日に他の会議等（評議員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会等）に出席した場合は、他の会議等に係る報酬はこれを支払わないものとする。

また、同日にあわせて監事業務等を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場

合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3及び翔洋苑旅費規程により報酬及び旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、役員及び評議員に係るものは評議員会の議決を経なければならない。

なお、役員及び評議員以外のものについては理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月24日より適用する。

別表1 役員報酬（日額）

名 称	報酬金額
理事会出席報酬	5,568円
評議員会出席報酬	5,568円
評議員選任解任委員会出席報酬	5,568円
苦情対応第三者委員報酬	5,568円

別表2（日額）

名 称	報酬金額
理事長業務報酬	5,568円
理事業務報酬	5,568円
監事監査等業務報酬	5,568円
苦情対応第三者委員	5,568円

別表3（日額）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
旅費規程による	旅費規程による	5,568	実 費